

令和3年度 福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書【保育所版】

横浜市立柏保育園

横浜市旭区柏町 59-1



○第三者評価 報告書 ページ 報告書 1～4

○第三者評価 結果

共通評価 ページ 評価結果 1～14

内容評価 ページ 評価結果 15～22



特定非営利活動法人

かながわアドバンスサポート

## &lt;別紙1&gt;

## 第三者評価結果報告書

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人かながわアドバンスサポート
------------------------

## ② 施設・事業所情報

名称：横浜市立柏保育園	種別：保育所
代表者氏名：沢見 由美	定員（利用人数）： 107名
所在地：横浜市旭区柏町59-1	
TEL：045-361-8887	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 1980年5月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：横浜市	
職員数	常勤職員： 23 名 会計年度任用職員 22 名
専門職員	園長 1 名
	保育士 36 名
	調理員 4 名
施設・設備 の概要	保育室 6 室 厨房 1 室
	遊戯室 1 室 園庭
	調乳室 プール

## ③ 理念・基本方針

## 【保育理念】

○子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。  
 ○自分をかけがえのない存在と感じ、自信をもって生きていけるよう環境を整え、適切な援助をしていく。

## 【保育方針】

○保育の主役は『こども』であることを心に留め、一人ひとりの発達状況と生活背景を理解し保育を行う。  
 ○子どもの心の声を聴く、人との関わり方のモデルになる、遊びのスペシャリストになる等、常に自己研鑽に努め、子育ての喜びを保護者と共有する。  
 ○地域の方とのふれ合い、異年齢の交流、栽培・食育活動など、様々な経験を通して豊かな心の育ちを支えていく。

## 【園目標】

育ち合おう  
 やさしく たのしく げんきよく

## 【保育姿勢】

○受容的、応答的な関わりを通して一人ひとりの気持ちに寄り添い、自ら伸びようとする力を育てていきます。  
 ○安定した生活を送り、心豊かに育つ環境を整えていきます。  
 ○保護者の思いを受け止め、悩みや喜びを共有し、一緒に子育てをしていきます。  
 ○地域との交流を大切に、地域から大切にされる保育園を目指します。

## ④ 施設・事業所の特徴的な取組

## 【立地および施設の概要】

相鉄線南万騎が原〈まきがはら〉駅から徒歩7分、通勤に便利な、周囲は閑静な戸建て住宅が並ぶ典型的な郊外住宅街のなかにある横浜市立保育園です。なだらかな丘陵の日の当たる坂道の途中です。近隣の町、緑園、さちが丘には緑や公園が多く、子育てに熱心な若い転入者が多く、乳児クラスには、兄弟での入所もあります。昭和55年開設した鉄筋コンクリート造り、2階建ての園舎は半世紀を迎え、修繕時期にあり、すでに外壁の塗装を終え、来年にはトイレなど内部の修繕工事が予定されています。1211平米の敷地に、延べ584平米の建物が建ち、0歳から2歳までは1階、3歳以上は2階の部屋です。定員107名です。2階にはホール〈遊戯室〉、職員休憩室もあり、各部屋はゆったりとして広く、園庭には夏ミカンの木が秋から冬にかけて実をつけ、のどかな風景が残っています。

## 【園の特徴】 旭区西部エリアの保育園のつなぎ役

本園は、横浜市が展開中の「保育資源ネットワーク事業構築」の旭区西部エリアにおける事務局園に指定されています。エリア内には36の保育施設があり、地域で保育の質向上をめざす目的で始まったこの事業は、開始後5年を経過し、行政評価による結果では、「地域のつなぎ役」「行政機関としての公益性」などで高い評価を得ています。子どもの将来を見据えた保育を、各保育資源間で継続的に実施するために、行政機関として中立性と公益性をもった市立保育所が、民間保育所等との「つなぎ役」となり、保育の質の更なる向上を目指すという政策課題に取り組んでいます。本園はそのために地域住民との交流に積極的に力を入れ、多くの事業を展開しています。

公園愛護会や保育園応援隊などの住民ボランティアとの交流、育児支援、職員研修施設間の交流、育児相談、園庭開放、育児講座、など多くのプログラムを通常の保育を行いながら展開しています。

## ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年6月1日(契約日) ~ 2022年2月24日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(2016年度)

## ⑥ 総評

◇特に評価の高い点

### 1. 自然の中で遊ぶ子どもたち

本園が立地する地域一帯は、電鉄会社が開発した都市計画エリアであり、公園が多く設置されています。園庭は広く、砂場で雨上がりには泥んこになり遊び、築山では登ったり滑り降りたり、スコップで山を削ってみたり、さまざまな遊びがおこなわれ、そして都市では殆ど見ることのできない天然の芝生が、庭の一角に春過ぎから深緑の絨毯を敷き詰めます。子ども達は、ひと夏、その芝生の上で寝転んだり、座り込んで遊んだり、自然の感触を楽しんでいます。プールも常設され、夏には水遊びができ、地域の子どものにも開放しています。2階から緊急避難用にスロープがあり、安全に避難できる環境になっています。近くには公園が沢山あり、遊ぶ場所は豊富にあります。

戸外での活動を大切にして、心身ともに健やかに育つ子どもを…との園目標が実現しているような充実した環境です。

### 2. 地域との活発な交流

本園が開設以来、半世紀を経過する由緒ある公立保育園であるため、地元の多くの住民に支えられ多彩な地域活動が可能となっています。地域住民との交流（公園愛護会・保育園応援隊）、横浜市保育資源ネットワーク構築事業に関わる地域活動、小中学校や高齢者施設との交流、保育士実習生・ボランティアの受入れなど多彩です。

「全体的な計画」のなかでも、地域とのかかわり方として、これらは位置づけられておりますが、今年は、コロナ禍で集合交流が自粛されているため、実施できているのは、公園愛護会のボランティアによる公園の苗植え（3回）、進級先小学校へ年長児が、学校見学のかたわら園だよりを届ける交流（7回）ぐらいです。例年では、応援隊によるお話し会〈年5回〉、お茶会〈年3回〉も開かれていました。

◇改善を求められる点

### 1. 苦情・要望・相談は複数の職員が担当するのが望ましい

重要事項説明書や園掲示の「保育内容に関する相談・要望・苦情」で、受付、解決責任者が「園長」と表示され、実質一人、それも園長が担当しています。保護者にとって気軽に相談できるのは、担任など普通の職員であり、気軽な相談を促す改善を期待します。

## ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

園の環境を活かした戸外遊びの充実、子どもを主体とした保育、遊びこめる環境づくり、などを視点とし、クラス公開保育やドキュメンテーションなどを活用し、保育を語りあい、振り返りを共有してきました。その経過の中で、今回の第三者評価を受審することになりました。評価項目では新たな項目もあり、日頃話し合うことのできていない視点も、小グループに分かれて全職員で丁寧に振り返りを行いました。そこから、様々な意見を出し合うことができ、話し合いが広がり、自主的なものも含めた研修で学んだことや記事からの情報報告や、子どもや保護者からのエピソードを伝えあうなど、これまで以上に保育をより深めあい、実践に活かすことにもつながりました。今回の受審で、環境を活かした保育や、地域とのつながりなどの日々の保育実践や活動を高く評価していただいたことは、保育を行う上での励みになりました。今後は、保育の中でのクラス間交流や保護者を交えた行事の持ち方、地域との連携などについて更なる検討を行い、保護者には保育がより見えやすいような工夫や、保護者の意見をより相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

丁寧な聞き取りや保育や環境確認等を行ってくださった上での評価は、職員一同のより質の高い保育の充実に向けての動機づけにもなりました。また、保護者の皆様には、お忙しい中でのアンケートへのご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

園長 沢見 由美

⑧ 第三者評価結果  
別紙2のとおり

## 第三者評価結果(横浜市立 柏保育園)

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市柏保育園の保育理念は、【○子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う】【○自分をかけがえのない存在と感じ、自信をもって生きていけるよう環境を整え、適切な援助をして行く】とし、子どもの存在に対し、最大限の支援を約束しています。</li> <li>・保育方針として、○保育の主役は『子ども』であることを心に留め、一人ひとりの発達状況と生活背景を理解し、保育を行う、○子どもの心の声を聴く、人との関わり合いのモデルになる遊びのスペシャリストになる等、常に自己研鑽に努め、子育ての喜びを保護者と共有する、○地域の方との触れ合い、異年齢の交流、栽培・食育活動など、様々な経験を通して、豊かな心の育ちを支える、とし、子ども主体の保育を明記しています。</li> <li>・保育姿勢として、①一人ひとりの気持ちに寄り添い、自ら伸びようとする力をそだてていきます、②安定した生活を送り、心豊かに育つ環境を整えていきます、③保護者の思いを受け止め、悩みや喜びを共有し、一緒に子育てしていきます、④地域との交流を大切にし、地域から大切にされる保育を目指しますとし、子ども、保護者、地域との関わり合いを大切にする保育姿勢を打ち出しています。</li> <li>・保育目標は、「育ち合おう」「やさしく、たのしく、げんきよく」とし、各クラスに掲示しながら、保育士の行動規範としています。</li> <li>・理念や基本方針は、「柏保育園利用のご案内(重要事項説明書)」、パンフレットに掲載し、園内に掲示して保育に当たっています。</li> <li>・保育理念・保育方針・保育姿勢・保育目標については、業務を行う上での柱として、職員同士意識を高めるように、職員全員で唱え合って保育に当たっています。</li> <li>・保護者に対しては年度始めのクラス懇談会などで説明し、理解を求めています。</li> </ul>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は横浜市立保育園なので、横浜市の長期計画、横浜市4か年計画、旭区区制方針、旭区福祉保健計画などの行政方針に沿って保育園運営を行っています。</li> <li>・園長は、横浜市立保育所責任職会議や4区責任職会議、旭区保育所責任職会議、公立私立園長会議、子育て支援連絡会などに参加して、社会福祉事業全体の動向及び横浜市、旭区の計画や地域の状況情報を得た上で、柏保育園を取り巻く状況の把握に努めています。</li> <li>・地域の状況については、園の見学者や園庭開放の利用者などから意見を聞く機会を持つたり、地域子育て支援拠点との交流を通して、地域ニーズを知る機会を設けています。</li> <li>・また、保護者からのアンケートや懇談会での意見を聞き、保育所運営に活かしています。</li> <li>・保育所運営のコスト分析に関しては、給食にかかる経費や電気・ガス・水道などの支出を「エネルギーカルテシステム」に毎月入力して、パソコンソフトにて分析を行っています。</li> <li>・毎月末には利用者推移を把握して、空き人数をもとに、新規児童の入所を受け入れています。</li> </ul>		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市や旭区の方針や地域の状況を踏まえた上で、毎年度の運営計画(事業計画)を策定しています。</li> <li>・園長は年度始めに具体的な課題や問題点を明らかにして、年間の取組目標を立て、事業計画に盛り込んでいます。</li> <li>・園の経営状態や改善すべき課題については、旭区との会議や面談(5月、9月、12月、2月)を通して共有しています。</li> <li>・園の経営状況や改善すべき課題については、年度始めの会議において、全職員に周知し、共有しています。</li> <li>・事業計画に盛り込んだ、各改善すべきテーマについては、テーマごとに担当責任者とプロジェクトチームメンバーを相談して決め、メンバーは責任をもって作業を遂行しています。中間期にはテーマの進捗状況を会議で発表し、全職員で意見交換を行っています。</li> </ul>		

## I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市子ども青少年局の掲げている中・長期ビジョン「市立保育園のあり方に関する基本方針」に基づき、保育園運営を進めているが、園としては、子どもたちの健やかなる成長を願って、理念や基本方針の実現を目標にして進めています。</li> <li>・行政による中・長期的ビジョンとして、旭区内の保育資源ネットワーク構築があり、本園は旭区内4エリアの中のひとつ、西部エリアにおける事務局園という役割があり、この推進が使命となっています。</li> <li>・市立園としての役割は民間保育施設との協働によるもので、職員同士の研修や、公開保育、園児の交流、地域育児支援などの活動を通しての交流などに取り組んでいます。</li> <li>・取り組んできた内容や実績などは、進捗状況として、定期的に区内のセンター園に報告する義務があり、状況は横浜市全体で共有しています。</li> <li>・また、エリアの保育・教育施設の施設長との会議を定期的に持ち、その年度の取り組み振り返り、また次年度に活かし、地域の保育・教育施設の保育の質の維持向上に繋げています。</li> </ul>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の中・長期計画に則り、旭区においては毎年「区政方針」が策定され、これについては全職員に説明を行い、自己啓発を図る「目標シート」の取り組みにも反映しています。</li> <li>・旭区の「区政運営方針」や市立保育園の在り方に関する基本方針や、【よこはま☆保育・教育宣言】などをもとに、園の運営方針などを毎年作成しています。</li> <li>・また、毎年「保育所の自己評価」を実施して、園での保育の内容を振り返り、保護者アンケートを実施して、浮かび上がってくる課題を整理し、次年度の改善課題として「事業計画」に反映させています。</li> <li>・園の単年度の事業計画には、「全体的な計画」「年間指導計画」「月間指導計画」「行事計画」「食育活動計画」「保健計画」「避難訓練計画」などで構成され、加えて、保育士及び、保育所の自己評価や保護者アンケートから汲み上げられた「課題の改善計画」により策定されています。</li> <li>・保育に関わることや「保育資源ネットワークの構築事業」の実施など、具体的な取り組みと達成時期等の数値目標や、実行担当責任者、プロジェクトグループメンバーなども記載しています。</li> </ul>		



## I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、一つひとつの課題テーマにつき、実施後に反省会を行い、また、年度末の総括、振り返りにより、職員の話し合いにより次年度テーマに結びつけたり、保護者からのアンケート意見も反映させています。子どもからの意見も大切にしています。</li> <li>・事業計画の課題テーマについては、年度初めに現状の分析により進め方を決定し、職員会議にて全職員により共有され、難しいテーマについてはプロジェクトチームを組み、責任担当者も決めて進めています。</li> <li>・中間期には、職員会議にて進捗状況の説明を受け、課題達成方法など議論して進めています。</li> <li>・年度末には必ず振り返りを行い、今後の対策について検討し合っています。</li> </ul>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めのクラス懇談会では、園の事業計画の概要を保護者に説明し、保護者の理解・協力を求めています。</li> <li>・事業計画のうち、主な内容についての抜粋版を作成して、玄関などに掲示するとともに、懇談会などで、わかりやすく説明しています。</li> <li>・コロナ禍で、行事の進め方に工夫が必要な場合には、わかりやすい資料を作成して保護者に配付し、必要ならば個別に説明も行っています。</li> </ul>		

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では毎年度、「全体的な計画」「指導計画」「行動計画」「人材育成」「人事考課」など、保育の質の向上に向けて、P(計画立案)D(実践)C(振り返り)A(対策)サイクルを回し、保育を行っています。</li> <li>・園の「行動計画」は、①安心して健やかに子育て世代が頼れる施設となる、②豊かな保育の提供と可視化、③保育の質の向上、専門性の向上、④人材育成の推進と職場作り、⑤保育・教育施設との連携、西部エリアの保育資源ネットワーク構築、⑥地域支援、育児支援、多世代交流、⑦新型コロナウイルス感染症の拡大阻止への取組、⑧安全、衛生管理の徹底、と膨大で、市立保育園の事務局園としての責任の大きさが伺えます。</li> <li>・横浜市としての「自己評価」は、年に1回、第三者評価は5年に一度行います。</li> <li>・園内では「自己評価プロジェクト」を立ち上げ、日ごろの業務の振り返りを行い、潜在する課題を抽出し、全職員で課題を共有することで保育の質の向上に結び付けています。</li> <li>・振り返りは職員会議で行うほか、乳児会議、幼児会議、フリー会議、クラス会議、会計年度任用職員(アルバイト)会議など各種会議での少人数会議でも行い、全職員参加で行っています。</li> </ul>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市のマニュアルに基づいて、各種計画の振り返りを行い、記録します。その結果は職員会議や、ミーティングなどで全職員で共有します。</li> <li>・毎年、職員による「気付きのアンケート」をとり、それを纏めて保育の質に関わる課題も抽出します。</li> <li>・各種計画の振り返り結果やアンケートから得られた「要改善課題」については、次年度課題に結びつけ、事業計画の具体的な改善課題に組み込んでいます。</li> </ul>		



## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ・園長は年度始めに園の運営、管理に関する基本的な考え方や方向性を示した「行動目標(行動計画書)」を作成して、全職員に提示し、会議、ミーティングで説明しています。 ・園長は自らの役割と責任について「職務分掌表」を全職員に提示し、会議やミーティングで説明し、また、マニュアルファイルに綴じ、誰でも確認できるようにしています。 ・園長不在時の園長代行は主任保育士としており、さらに、主任を補佐する保育士も決め、日ごろの役割りを明確にしています。 ・また、「保育・教育活動班マニュアル」には、災害時の備えや、災害時の役割りを明確にしています。		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ・横浜市のコンプライアンスの基本方針は、法令遵守だけではなく、市民社会からの要請に全力で対応を行うこととしています。園はこの基本方針に則って園運営を行っています。 ・園長は横浜市の研修や情報を通して、公務員としての規律や法令遵守に努めています。 ・また、個人情報保護、不祥事防止、人権、環境等についての法令遵守に関わる園内研修を実施して、業務を点検するようにしています。 ・園は再生素材製品の再利用のための「グリーン購入の推進」や、資源ごみの分別回収のための「ルート回収施設」としての役割を任じて、環境への配慮に努めています。また、ペーパーレスの取組として、掲示板の活用にも努めています。 ・また、環境総合研修など全職員と学びあい、コンプライアンスの認識を職員全体で深められるようにしています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長は、保育室への巡回、日誌の確認、職員への声掛け、毎月のカリキュラムを通して保育の状況を把握し、必要なことを助言したり、一緒に考え合うようにしています。ミーティングや会議でも、気づきを伝え、全体での共有を図るように努めています。 ・改善が必要と考えられることは、園長が指示するだけではなく、職員自身が考え意見を出したり、内容によっては主任保育士やリーダー保育士も関わり、組織として考える仕組みを作り、様々な角度からより質の高い保育が提供できるように努めている。 ・日々の保育については、ミーティングでクラスの様子を伝え合ったり、写真を使ってのエピソードを学びあうなど保育を可視化(壁に貼りだし)して語り合う場を作っています。ホールの壁に、共有課題を掲示しています。		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長は、年度始めに入所児童数、職員の状況を含めた分析を行うとともに、区や市からの財務計画を把握しています。 ・園長は、保育や業務が途切れないように複数での業務実施やクラス担当を行っています。業務の効率化、事務時間の改善、事務量の削減、休憩のとり方改善、休暇取得の円滑化となる仕組みを作っています。その他、ランケープルの設置や事務室の環境改善で、業務をしやすい環境を整えるようにしています。 ・会議やミーティングでの確認のほかに、中間期の振り返りや全職員との面談を年2回以上実施する中で、職員から業務等に関する意見を聞き、改善が必要なことを以後に反映させていくようにしています。 ・職員が部門ごとのプロジェクトを作り、様々な視点から運営提案し合う環境を作り、業務の実効性を高めるよう努めています。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本保育園は、園長、保育士、調理員の配置の他、一時保育実施対応の事務職員(会計年度任用職員)、環境整備対応職員(会計年度任用職員)を配置しています。保育士は、定員外入所児童や障害児対応などの園児の状況や、職員の状況に応じて横浜市の基準に則り配置しています。</li> <li>・園の業務に応じて、クラス保育の担当の他に、地域育児支援、保育・教育施設ネットワークの担当などの大きな事業に関わる分担を決めて、本園としての保育の充実と、市立保育所事業の充実ができるようにしています。</li> <li>・横浜市の人材育成ビジョンや、横浜市保育士分野の人材育成ビジョンにある「期待する職員像」を確認し保育士キャリアラダーを活用しながら、本人の経験や能力や意向と園運営の状況と合わせて職員を配置しています。</li> <li>・会計年度任用職員の人材育成、資格取得の推進を行っています。</li> </ul>		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の人材育成ビジョン、横浜市保育士の人材育成ビジョンがあり、職員像や役割期待などが明確化されており、毎年の人材育成研修で全職員に周知しています。</li> <li>・職員は「目標共有シート」を作成し、園長と面談を行い、一人ひとりの職位や役割に応じた業務目標を設定し、自己研鑽に励んでいます。年度末には面談で達成状況の確認や振り返りを行い、その結果をもとに、横浜市の等級制度に基づき職員の処遇が行われています。「目標共有シート」面接の、一次評価者は園長で、二次評価者は行政のこども家庭支援課が行います。</li> <li>・また、職員は担当業務の意向や希望を出すようになっており、面談を通してキャリア形成を園長と共有する機会を設けています。見通しや具体的な目標をもち、業務にあたるようになっていきます。</li> <li>・会計年度任用職員については、横浜市の会計年度任用職員制度に則り、人事考課や処遇の改善がなされています。園長との面談を実施し、業務目標を共有したり研修にも参加し専門職としてのキャリア向上につなげています。</li> </ul>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の労務管理に関する責任者は園長で、主任保育士と共に、職員一人ひとりの就労状況や超過勤務の状況、有給休暇の取得状況を把握しています。また、日ごろから職員一人ひとりに声をかけ、健康状態などの把握に努めると共に、業務のシフト勤務の調整や有給休暇の取得も本人の意向を踏まえ、調節しながら作成しています。</li> <li>・横浜市立保育園には全職員がストレスチェックを受け、横浜市の健康相談室に相談できる仕組みや、保健師の講話を聞く機会や制度があります。</li> <li>・職員厚生会による、福利厚生が充実しています。土曜日や連休の状況によって、平等に休暇が取得できるよう調整し合っています。勤務時間を短くしながら、皆で支え合う働きやすい環境となるようにしています。</li> <li>・園長は、それぞれの職員が得意分野で活躍できるようにし、「働きやすい職場づくり」に向けて、職場を活気づけています。</li> </ul>		

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市市の市立保育事業には「職員行動基準」があり、「期待する職員像」が記されています。</li> <li>・横浜市は、「横浜市職員行動基準」として、①私たちは、市民・社会の要請を実現するため行動します、②私たちは、市民から信頼されるよう誠実・公正に行動します、③私たちは、市民の安全・安心を第一に行動します、④私たちは、「人権」と「環境」に配慮し、行動します、⑤私たちは、互いに力を合わせ、いきいきと働ける職場を作ります、との5項目を打ち出しています。また、園の理念や方針を理解したうえで、職員一人一人は、年間の目標、具体的取組事項、達成時期を設定した「目標共有シート」を作成し、年度初めに園長と面談を通して一人ひとりの職位や役割に応じた今年度の「業務目標」を、コミュニケーションを通して共有しています。</li> <li>・中間期には経過等進捗状況を確認し、助言をし、期末に振り返りを実施し、目標達成の確認を行っています。</li> </ul>		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市人材育成ビジョンや保育士分野人材育成ビジョンには、保育士職に求められることとして、職位ごとの役割・能力・知識について明示されています。[横浜市職員行動基準]も定期的に全職員で唱和し意識できるようにしています。</li> <li>・「保育士職キャリアラダー(人材育成計画)」を活用しながら、専門性の振り返りを客観的な指標をもとに自己評価を行い、年度末に園長と共有して、キャリアアップ専門性の向上につなげています。</li> <li>・研修計画は、前年度の振り返りをもとに年度始めに局や区の研修の方向性を決めていきます。また、園内研修プロジェクトメンバーを中心に、園内研修の計画も立てて、実践し、振り返りを行っています。参加し学んだことを、他の職員に伝え合い学びを深めています。また、年度末に研修計画の見直しを行い、次年度に活かせるようにしています。</li> </ul>		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談時に、「目標共有シート」や「保育士キャリアラダー」を活用し、身に付けてほしい能力などを確認したり、研修参加等を推し進めています。</li> <li>・新採用職員の2年間の育成計画を作成して、トレーナーをつけ、OJTを図りながら、業務をすすめるようにしています。</li> <li>・年度初めに、研修計画を確認し、職員の階層で必要な研修、また、職種や階層で学んだ方が良い研修、テーマ別研修など、必要とする知識や技術を学べるようにしています。</li> <li>・研修情報は、情報が入り次第、ミーティングや回覧で周知し、個別にも推奨し、研修参加を推進しています。</li> <li>・会計年度任用職員も含め、研修計画に基づき、職員が研修に参加できる機会を計画しています。参加後は報告書や会議やミーティングで報告し、研修に参加しない人にも学びあえる環境を作っています。</li> </ul>		

## II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生を受け入れるためのマニュアルがあり、いつでも受け入れる体制を作っています。</li> <li>・実習に向けてのオリエンテーションを事前に行い、実習生の希望に沿った実習内容を検討するように調整しています。</li> <li>・実習生の育成学校の担当者と、面接又は電話でやりとりし連携を図っています。</li> <li>・毎日の実習後はその日の振り返りを行っています。実習期間の最終日まで、園長、主任、担当保育士参加のもとに反省会を持ち、振り返りし、学んだことが次の実習や仕事へ活かされるよう助言をしています。</li> <li>・担当者は局主催の保育実習指導研修に参加し、人材育成の一環として実習生受け入れに携わることができるようにしています。</li> </ul>		



## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ・横浜市ホームページに決められた内容で保育所の理念、基本方針等を記載しています。 ・毎年実施している、保育所の自己評価についての結果を園内での掲示で公表しているとともに、改善に向けた取組についての記載しています。 ・第三者評価を受審した場合や、苦情の相談体制については、重要事項説明書に記載し、入園説明会で説明を行っています。 ・近隣小学校や第三者委員には、園だよりを毎月配布し、保育園の活動や取組を紹介し、交流を継続しています。 ・「横浜市柏保育園利用のご案内」を玄関に置いて、市民が手に取り、見ることができるようにしています。 ・「地域保育資源」との連携事業については、西部エリア通信や活動報告集を作成し、各園に配布しています。		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ・横浜市や旭区のルールに則り、事務や経理等の事務処理を行っています。経理の分担は、園長が起案や立会を行い、ダブルチェックとして、主任や調理員が検査員となる体制を組んで運営しています。 ・横浜市組織として内部監査など、こども家庭支援課の指示のもと、適宜実施しています。 ・こども青少年局による「市立保育所基礎調査」が行われており、業務の点検を行うとともに、結果等も踏まえ、必要な改善を行っています。今年度からは一般指導監査を受審します。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ・本園が開設以来、半世紀を経過する由緒ある公立保育園であるため、地元の多くの住民に支えられ多彩な地域活動が可能となっています。地域住民との交流(公園愛護会・保育園応援隊)、横浜市保育資源ネットワーク構築事業に関わる地域活動、小中学校や高齢者施設との交流、保育士実習生・ボランティアの受入れなど多彩です。 ・「全体的な計画」のなかで地域とのかかわり方として、これらは位置づけられておりますが、コロナ禍で集合交流が自粛されているため、その多くは実施できずにいます。実施できているのは、公園愛護会のボランティアによる公園の苗植え(3回)、進級先小学校へ年長児が、学校見学のかたわら園だよりを届ける交流(7回)ぐらいです。応援隊によるお話し会(年5回)、お茶会(年3回)も中止です。 ・旭区西部エリア地域(保育・教育施設36施設)の、事務局園としての地域活動は殆どが中止され、ZOOMによるオンライン交流のみが行われています。		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ・実習生の受け入れは年4~5名近隣の大学、専門学校より受け入れています。個人情報保護の観点から、誓約書をもらい守秘義務を課しています。毎年、中・高校生の見学も受け入れています。今年は高校生を、園見学者と同様にパネルを使って説明、園舎内を見える外からの説明を行いました。 ・学校教育等への協力では、横浜市の「次世代育成の手引きマニュアル」に沿って実行されています。 ・ボランティアとして20名ほどの住民が登録、お話し会、散歩の付き添い、チクチク隊(洋裁)、ピアノ演奏お茶会など積極的に子どもたちとの交流が計画されていますが、今年はコロナ禍により中止になっています。		

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携図は、資料として作成して事務室に掲示し、また連絡先などリスト化してすぐ活用できるように掲示しています。主な関係機関として、旭区こども家庭支援課、旭区福祉保健センター、横浜市西部地域療育センター、横浜市西部児童相談所や、利用者の居住している地域を管轄している関係機関の保健師やケースワーカーと情報を共有しています。</li> <li>・要支援家庭や、家庭で支援を必要とする状況がある場合は関係機関と相談の上、カンファレンスなどを行っています。</li> <li>・児童虐待・DV防止連絡会からの情報を、旭区公立保育園園長会、要保護児童対策地域協議会などから得ています。</li> <li>・保育資源ネットワーク事業の西部エリア担当職員がエリア会議に出席し、園長とともに地域の保育園のニーズを把握し、エリア通信を年4回発行し、情報交換しあっています。</li> <li>・感染症のことなど園医と情報共有したり、助言を得たりしています。</li> </ul>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区で展開している「保育資源ネットワーク構築事業」の西部エリア担当事務局である本園は、地域の民間保育園36施設と連携して、その橋渡し役を努め、保育の質向上につなげる各種事業の取りまとめの役割を担っています。</li> <li>・西部エリアネットワーク会議で、地域向け親子講座として「たいこで遊ぼう」など企画しています。</li> <li>・園長は、地域ニーズの把握のため、施設長エリア会議、旭区公立園園長会、私立園長会にも参加し、地域の保育ニーズや保育の状況を把握に努めています。</li> <li>・赤ちゃん教室への情報提供や、子育て支援拠点との情報交換、地域の親子に必要な保育や遊びの紹介や育児講座などを実施しています。また、地域の児童委員の方から情報を聞き、コロナ禍の中、再開している園庭開放、育児相談、育児講座、園見学、絵本の貸し出しなどで利用者の便益を図っています。</li> </ul>		
【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園は、横浜市旭区の「保育資源ネットワーク事業構築」の事務局園として、多くの事業を実施してきているが、その事業の検証結果、障害児保育、養育支援の支援ケースから地域のセーフティーネットの役割を果たしていること、また「行政機関として公益性」が高く、地域の保育資源の「つなぎ役」となっていること、など市当局は高い行政評価をしております。</li> <li>・目に見える形として大きな街路樹の落ち葉、住宅前に吹きたまる落ち葉の清掃や、公園にチューリップの苗植えを年長児が公園愛護会とともにやり、環境の美化に貢献しています。</li> <li>・園庭で獲れた栽培物を、子どもと近隣に届けたりして喜ばれています。AEDが設置されていることを掲示し、隣接する障害者施設と連携し、避難訓練や地域育児支援を実施して、近隣の方が行事に参加できるようにして、またイベントに招待されるなど交流を図っています。</li> <li>・横浜市の施設として災害の被災時には、地域の方へ避難所などの支援施設の案内(本園は避難所にはなりえないこと)や、近隣の保育・教育施設の被災状況の確認など、情報提供する場としての役割を担っており、被災時には早期の保育再開ができるよう、区のこども家庭支援課との連携を図り、体制を整えています。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年園取組のテーマとして、「子どもの人権を尊重し主体性を大切にしながら保育を行っていきます」と掲げています。毎日昼のミーティングの前に職員が順番で、園目標、保育姿勢、横浜市職員行動基準のどれかを共に唱和し、常に意識の中にとどめるようにしています</li> <li>・子どもの基本的人権について、マニュアルに沿ったチェックリストで毎月確認したり、園内で人権研修（ユーチューブ動画）も行い、各自報告書を出しています。</li> <li>・幼児クラスを中心に子どもが、遊びや行事の取り組みの中で話し合いをしたり、異年齢や様々な友だちとの関りの中で、子ども同士が国、性差、発達差を問わず、お互いを認め合える心が育つよう心がけ、玩具、教材などの環境設定において性差を設けず、自由に子どもが遊びを選んで楽しめるようにし、外国の文化を持つ子どもに対して、食習慣など文化の違いを考慮し、無理強いしたりしないようにしています。</li> <li>・保護者にも保育園の取り組みを重要事項説明書やパネルを使い、入園説明会や懇談会で説明し、掲示物も玄関などに掲示され保護者が見ることができるようになっています</li> </ul>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園では、「子どものプライバシー保護に関する対応について」とする独自のマニュアルを作成して、子どもや保護者が他人から見られたり、知られたくないことについての具体的なケースとその対応を定めています。子どもの人権を守る根拠としての法制度から説明するこのマニュアルは、簡潔で要領を得た理解しやすいものとなっています。</li> <li>・シャワーをする時はカーテンを閉め、プール遊びの時は目隠しをし、パーティションでプライベートルームを作るなど、子どもの状況に応じて視線を気にせず過ごせる場所を設定しています。</li> <li>・子どもの写真を「園だより」で掲載するときは、必ず保護者の了承を得る、掲示された写真をスマホなどで2次利用しない、個人が特定される文書は他者から見えないような場所に置き、管理する、としています。</li> <li>・これらを入園説明会や懇談会等で説明しています。毎月全員でプライバシーに関するチェックリストを使い、子どもの人権の大切さについて意識するようになっています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園情報を旭区のホームページに掲載し、保育・教育施設パネル展などにも園の情報を掲載しています。</li> <li>・保育園見学者にチラシ「園のご案内」を配布し、コロナ禍においても感染防止策をとりながら、園の様子をみていただき、専用のパネルを使って園目標や園の特色なども説明しています。</li> <li>・保育園ひろばの動画では園あそびのPRを行っています。</li> <li>・園庭開放、育児支援などの子育て支援についてのチラシを散歩に出かけた際、地域の方に配り、また園の門前に遊びや絵本の紹介のチラシを置き、地域住民に簡単に手に取れるようにしており、門の扉には「親子で遊びに来ませんか」と塗りこみの看板をかけた、親近感を出しています。</li> </ul>		

【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園説明会を開催し、パワーポイントを使いながら重要事項説明書の記載事項について説明しています。個別の面談も行い、重要事項説明書、個人情報使用同意書への署名、捺印を得ています。アレルギー食、延長保育、土曜日保育、一時保育など個別の配慮が必要な保護者には、園長がルールに則り個別に説明しています。</li> <li>・変更がある場合は、進級児保護者にも個別配付の便り、口頭で説明、変更の掲示を行っています。今年度取組みについて、「よこはま☆保育・教育宣言」に沿って、ポスターセッション「子どもの人権を尊重し、子どもの主体性を大切にしながら保育を行ってゆきます」を使いながら、園が取組む10項目の活動目標を懇談会にて、園長が説明を行っています。</li> <li>・門扉解錠システムについては、保護者の利便性を重視して設定し、「園だより」などで保護者には通知、コロナ対応で休園などの情報は緊急メール配信し、懇談会運動会等の行事の変更についても、メールや掲示物、口頭で保護者にその都度知らせております。</li> </ul>		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転園に際してのマニュアルがあり、引継ぎなどそれに沿って対応しています。</li> <li>・横浜市の定めた手順と個人情報保護の観点をつまえて、保護者の同意を得た場合に限って情報を提供しています。</li> <li>・利用が終了した後も、気軽に来園していただくように話を行うとともに、訪問を気軽に受け入れ、来園時の対応は、園長、主任保育士、受け持ちだった保育士、フリー保育士が行ってます。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の満足は日々の保育の中で、子どもの表情や活動後の子どもの様子などを通して把握するよう努めています。行事やクラス活動の中で子どもの意向を聞き反映させています。</li> <li>・毎年行われる保護者アンケートの結果を、「保育所の自己評価の結果について」として保護者に伝えています。保護者からの意見・要望が多数あり、保育士たちに感謝をしながら、コロナ禍でも改善策が要望されています。なかでも子どもの園での様子を知りたいとして、“写真をスマホに送ってほしい”など現代的な要求もあります。園では、毎日の園での遊びの様子など多くの場面を写真で撮り、その日に各クラスの前に掲示しています。保護者アンケートの結果は、プロジェクトなどの担当者が集約を行い、全職員で共有するとともに、今後の方向性を出すことに役立っているようです。</li> <li>・行事毎の保護者アンケートで、意向・希望を把握して、行事や保育内容の改善に資しています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決制度について「横浜市立柏保育園のご案内」&lt;兼重要事項説明書&gt;」によれば、この制度は保育サービス改善のためのシステムとその目的を述べ、受付担当及び苦情解決責任者は園長であること、受付相談の種類、第三者委員、最終的には横浜市調整委員会であることが書かれています。</li> <li>・実際の運用は園内の「保護者からの相談対応の仕組みフローチャート」によれば、利用者からの申し出には担任、主任、園長が受け付け、担任、園長が利用者と話し合い、または第三者委員も交え、解決する仕組みになっています。その間、全職員と申し出内容の共有を図る仕組みです。</li> <li>・また、直接園の第三者委員に申し出ることができることが、入園説明会で説明されています。</li> </ul>		



【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱、懇談会、個人面談、アンケートなど複数の方法で意見が述べられるようになっていきます。個人面談は希望があればその職員が対応しています。意見箱は保護者の目につきやすい二か所に設置しており、面談はホールなどで個別に行っています。全職員の顔と名前がわかるよう意見箱のそばに掲示しています。苦情となる相談はありませんが相談事項は園長が受け、保護者の思いを聞き取り園での対応を具体的に伝える仕組みになっています。</li> <li>&lt;期待される事項&gt;</li> <li>・重要事項説明書及び園掲示の「保育内容に関する相談 要望 苦情」で、受付・解決責任者が「園長」と表示され、実質園長一人が担当する仕組みです。保護者にとって気軽に相談できるのは、担任など普通の職員であり、園長は上位の職員であり、気楽に相談できる相手ではありません。受付者の改善を期待します。</li> </ul>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園の要望、相談、苦情の解決システムはシンプルです。可能な限り園内で処理できる仕組みになっています。要望等は電話、文書又は面談で申し出る。解決責任者が園長であるため、その場、或いは後日話し合いがもたれる仕組みです。その席へ希望すれば第三者委員が立ち合い、解決策を話し合います。園長を通すのが適当でない内容であれば、直接第三者委員へ申し立てできる。その結果、納得が行かなければ、横浜市福祉調整委員会へ申し出るシステムです。</li> <li>・これらのシステムは、入園時に配付される「柏保育園ご利用案内」の最終ページに掲載されています。</li> <li>・職員は日々丁寧に保護者とコミュニケーションをとり、保護者が話しやすい雰囲気を作り、丁寧に迅速な対応を心がけています。そのために第三者委員が関わったケースはありません。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全に関しては、園長が中心となり、体制は整備されています。</li> <li>・横浜市立保育所のリスクマネジメント・マニュアルを年度初めに読み合わせし、事故対応マニュアルも整備されミーティング、会議などで情報を共有しています。</li> <li>・事故やヒヤリハットがあった時も速やかに情報を流し対策を講じ再発防止に努めています。</li> <li>・園庭には防犯カメラ2台、各クラスにはセンサーライトを備えています。</li> <li>・毎日の安全点検の他、園内研修などで危険ゾーンを確認したり、修繕するなどをを行い、睡眠時、プールあそび、食事の場面などのマニュアルも整備され、不審者訓練は机上で想定したり、実際に職員を配置して行ったりしています。その他、「巡回訪問つうしん」など、安全対応の情報を掲示し全職員で見たり、園内の危険箇所マップを作成し、様々な角度から起こり得る事故について意識を持てるようにしています。</li> </ul>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の手洗い、消毒、換気を徹底しています。来園者には玄関で検温、消毒を義務付け、コロナ感染拡大防止への強い姿勢をみせています。横浜市はコロナ対策として消毒清掃担当職員を雇用し、消毒等徹底させています。職員も当番制で玩具の消毒を行ったり、それぞれの職員が責任をもって感染症対策を行っています。消毒後チェックリストに記入するなど徹底しています。</li> <li>・保育士の使う「デイリープログラム」にも「コロナウイルス対策」として1時間ごとの換気・1日3回消毒・チェック表に記入、と特別欄に注意書きがあるほどです。</li> <li>・食事の際は幼児クラスは、パーテーションを使い黙食しています。感染症が出た場合は、個人情報に留意しつつ、保護者に掲示物などで知らせます。</li> <li>・感染症ガイドラインを活用し、適宜見直しを行い、マニュアルや手順を見直すとともに、職員間で共通認識できるようにし、年2回行われる看護師の巡回訪問では、感染症対策についての情報や助言を得て保育に活用しています。</li> <li>・園全体の掲示板やクラス掲示を活用して、保護者にも情報提供を行っています。</li> </ul>		

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は昭和55年開園の鉄骨造り2階建てです。災害時の体制は園長を中心に、「保育・教育施設班職員表」で担当が分かります。保護者へは、園案内の「非常事態発生時の対応」項目で、保育時間中に災害が発生した場合と、不審者侵入等の事件防止と対応、に分かれて説明があります。</li> <li>・セコムの24時間管理と定期的な園舎見回り、警察のパトロール。警察へ直接通報できる装置などで不審者に備えています。園庭に防犯カメラ、各クラスにはセンサーライトが備えています。</li> <li>・災害の場合に備えて引き取り訓練、災害伝言ダイヤル&lt;NTT171&gt;の練習、発電機の試動、緊急メール配信&lt;アドレス登録&gt;など災害時の対応訓練はきっちりと行われています。</li> <li>・避難訓練救急対応訓練を毎月、防犯訓練を年5回行っています。消防署の立ち合いもあり、避難訓練の指導と消火器の訓練を受けています。</li> <li>・安否確認メールの訓練、保護者にも訓練後のテストメール配信を定期的に行っています。</li> <li>・AEDや心肺蘇生法の研修や動画確認、人形を使い救命救急訓練なども行っています。</li> </ul>		

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市立保育所で作成している「よこはまの保育」や、保育の標準的な実施方法の各種マニュアルを常備しています。</li> <li>・子どもの人権を第一に考え、プライバシーの保護、個人情報の保護規定、子どもの人権の尊重に関わる虐待防止のマニュアルなどはいつでも閲覧できます。</li> <li>・児童福祉法や保育所保育指針、「よこはま☆保育・教育宣言」などを基に作成された、園保育の骨子となる「全体的な計画」は、主任保育士、園長が中心になり全職員で作成します。</li> <li>・前年度の引き継ぎ事項をもとに、新年度のクラス担任が年間指導計画を作成し、主任、園長の意見とクラスでの意見交換を経て、園長の承認を得ます。月案は今の子どもの様子や前月の振り返りを基に、クラス担任がクラス内で相談して作成、週案は、保育日誌に書かれた子どもの育ちの記録を参考に、園長やクラスでの意見を交換して作成しています。</li> </ul>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園の園運営・保育実施のマニュアルで大きな見直しは、コロナ禍の中で感染拡大防止の対策に関わる「保育園における新しい生活様式についてのお願い」です。送迎時で保育室への入室禁止、保育士の仕上げ歯磨きの中止、歯ブラシ、コップの個別管理、水筒の持参などです。</li> <li>・保育計画、実施についての見直しは、クラス担任が指導計画に沿って一次的に行い、職員会議やカリキュラム会議などの各種会議で、振り返りが行われます。その結果、改善すべきことは即座に日々の保育に反映させています。指導計画には「自己評価・考察」や「評価・反省」欄があり、簡潔に良く観察されている記載が随所に見受けられます。</li> </ul>		

## Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画策定の最終責任者は園長です。</li> <li>・「単年度の指導計画の流れ」によれば、全体的な計画に基づき各クラス担任が年間計画、月間指導計画、週案を策定し、主任に提出、主任・園長からの意見を加味し、全クラスでの意見交換を経て園長の承認を得ます。PDCAサイクルの手法で指導計画は作成されています。毎日の「保育日誌」をクラス担任が作成し、その日の保育の状況を保健的な視点も交えてクラス内での振り返りを行い、園長に提出、翌日の保育に生かす仕組みになっています。</li> <li>・乳児は個別指導計画を作成します。一人ひとりの発達段階に合わせ、また、連絡票や朝夕の送迎時のさりげない会話から保護者の意向を把握し、反映しながら策定しています。離乳食、おむつはずしなどについては、保護者の意向や家庭の状況を配慮しています。障害児の個別支援計画も作成されています。作成後には、主任や園長が確認を行うとともに、毎月の会議で、保育実践の報告や振り返りを行い、その結果を次の計画に活かし、全職員と共有や検討を行い、必要に応じて、臨床心理士や保健師、療育センターと連携して子どもや保護者の支援を行っています。</li> </ul>		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間指導計画は全クラスとも5月、8月、12月、3月に振り返りを行っています。</li> <li>・乳児は個人別に指導計画があり、日々の活動は「乳児用連絡票兼個人記録」&lt;複写&gt;で食事、健康、睡眠、排便の項目で具体的な数値を記入し、同時にエピソードも記入します。「保育日誌」でクラス担任が、その日の保育の状況を保健的な視点も交えて「自己評価・考察」欄で振り返り、園長に提出、翌日の保育に生かします。月末に「取組状況と保育士の振り返り」「自己評価」欄でその月の振り返りが定期的に行われています。個別支援計画も期ごとに見直しされています。</li> <li>・幼児はクラスごとに標準的な指導計画があり、保育日誌の「保育士の気づき、配慮」欄で振り返りを行い、月末に「個別配慮」欄で特定の子どもの状況が記載されます。個人別記録は前期・後期に作成される「経過記録」の中で振り返りを含めて「子どもの姿、保育士の援助等」として子どもの姿が記載されています。</li> <li>・保育所全体の自己評価、全体的な計画は、2月頃から年度末にかけて見直しを行っています。各クラスで話し合いをした後、代表職員が会議で報告しています。参加できない職員にも会議録と共に伝達し、全職員で共有できるようにしています。</li> </ul>		

## Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達状況等について、横浜市の公立保育園で統一された様式を活用しています。年間指導計画は年間を4期に分け養護、教育、食育、環境構成、配慮、家庭との連携、自己評価と各クラス共通の様式です。1歳～5歳まで「地域交流」が入り、5歳で「異年齢保育」が追加されています。月間指導計画は乳児個人名の指導計画が記載されています。</li> <li>・幼児は年4期に分け、「現在のこどもの様子」「ねらい」「行事」「自己評価」「内容」「環境構成」「保育士の配慮」「取組の状況と保育士の振り返り」「食育」「家庭との連携」「特別配慮」が各領域ごとに記載されています。月間計画も年間計画とほぼ同じ様式です。</li> <li>・子どもの成長記録は、乳児が毎日の「乳児用連絡票兼個人記録」、障害児の「個人日誌」、そして毎月の「乳児経過記録」があります。幼児は個人ごとに年間を前期、後期の2回に分けて「経過記録」として記録されています。障害児は期ごとに記録します。</li> <li>・記録は担任間で確認するとともに、園長や主任保育士も確認しています。</li> </ul>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの記録については、事務所の鍵付き書庫に保管しており、横浜市の文書保存の基準に則り、保存、廃棄を行っています。責任者は園長です。保育要録などの情報開示については、横浜市の開示請求に関わる手順に則り、開示が行われる仕組みがあります。</li> <li>・情報漏洩などが無いように、漏洩時の対応の手順を設けているマニュアルがあり、パソコンにはUSBやSDカードは使わずに対応しています。</li> <li>・個人情報保護マニュアルには詳細なケースごとの対応心得が規定されています。個人名の入った文書、ノート管理、経過記録、保育要録、児童票、アレルギー疾患生活管理指導表、与薬に関するなどで、これら書類は目的外には使わない、外部からの問い合わせ、留守電に園児の個人名は残さない、名札は新年度や緊急時以外は使わない、など厳しい保護規定です。</li> </ul>		



&lt;別紙2-2-3(内容評価・保育所版)&gt;

## 第三者評価結果 横浜市立柏保育園

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> ・児童憲章は園舎玄関に掲示し、児童の権利に関する条約、児童福祉法についても園内研修を行い、子どもの人権の尊重に留意した全体的計画を作成しています。「全体的な計画」は、年度末には全職員で見直しを行い、赤字は書き換え部分、青字が新たに加えたものとしてその改変履歴を残しています。 ・また、全職員に配布し、いつでも目にしたり研修やミーティングで使えるようにしています。 ・また、園は地域住民の応援隊や公園愛護会の方々や、多くの親子が来園し、交流してきた経緯があり、全体的計画にも取り入れています。 ・本園は、旭区西部エリアの「保育資源ネットワーク事業構築」の事務局園として、保育の質及び専門性の向上や地域の子育て支援の充実などの役割を持ち、管内36施設のつなぎ役としての役割もあり、これらを全体的な計画に反映しています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> ・地域全体がゆったりとした敷地に、白い住宅が並ぶ、静かでのどかな雰囲気があふれる街です。子育てには申し分ない環境であり、「遊びこめる環境」を目指しています。周囲には公園が多くあり、庭ではスイカなど野菜を栽培し、冬は夏ミカンがたわわに実をつけ、自然の中で子どもが楽しめる環境を整えています。部屋は快適に、コーナーを上手に使い、庭は自然を再現することで十分な遊び場を提供しています。夏は28度 冬は20度を適温とし、暑さ指数も計り、活動の目安にしています。室内は常時換気し、エアコンで室温を調整、冬期は、更に加湿器と空気清浄機を使用しています。コロナ禍のなか、臨時に消毒、清掃要員が配置されて、衛生管理に注意が払われています。 ・保育室は家具の配置を工夫し、くつろいで落ち着ける明るい部屋になっています。 ・園庭には、天然芝生が春過ぎから深緑の絨毯と化して、その上で子どもたちが裸足で寝転んだりして遊んでいます。テラスも子どもたちが、気持ちを開放したり、ほっとできるスペースとなっています。暑い日でも遮光ネットの日陰や、スプリンクラーで水をまいた園庭で遊び、雨上がりの庭で子どもは泥んこになり、水遊びをします。築山ではよじ登ったり、転げ落ちたり、子どもたちが好きな遊びを見つけ主体的に遊んでいます。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> ・「子どものありのままの姿を受け入れる」ことを大事にしています。入所前に個人面談を通して子どものこれまでの様子を確認し、入園時には児童票、健康台帳で家庭での養育状況等を個別に確認し、入園後は乳児は連絡票で状態を把握し、幼児は全員健康チェックカードで体調を把握しています。 ・保育士は子どもの伝えたい気持ちを汲み取り、子ども一人ひとりの声や思いを聞くようにし、また、子どもの意見を聞き、クラスの活動や行事に活かしています。 ・せかしたりせず、子どもの話をゆったりと聞くようにし、自分で表現するのが難しい子には、保育士作成の絵カードを使ったり、その子の表情や状況から気持ちを察するように努めています。子どもの言動で印象に残ったことは「エピソード」としてミーティングで共有し、保育士自身の言動に気が付いたり、その子の姿を受容する機会となっています。 ・保育士は制限の言葉を多用するのではなく、その子の興味関心を受け止めるようにしています。園内研修で「言い換え言葉集」を基に、禁止・否定的な言葉やせかす言葉を使わないよう、例えば「急いで」→「待っているね」など、職員同士でも日常的に意識するよう心がけています。子どもの気持ちの理解を深めるため、フォトカンファレンスなどの研修で職員同士話し合いをしています。		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事、排泄、睡眠、着脱など、基本的な生活習慣の習得は、年間・月間の指導計画の「環境構成、保育士の配慮」の欄で、標準的な習得年齢が記載されていますが、個人差が激しいため、個人別の指導計画で、食事・手洗い・おむつはずし・歯磨き・着替え・片付け・身支度・睡眠・集団生活・清潔、などが取り上げられ、子どものどの時期からはじまるかなど観察して、子どもの支援に当たっています。</li> <li>・おむつ外しなど個人差の大きなものは、その子の状況に合わせて進め、食事も成長に合わせて年度途中で見直し、年長児はハンカチや上履きの使用など就学に向けた生活習慣を身につけられるようにしています。年2回の看護師の巡回訪問では、手洗いなど感染症予防に必要な習慣を、ペーパーサートなどを使いわかりやすく説明してもらい、子どもたちが主体的に手洗いでできるようになっています。年長児の様子を見て興味を示し、自分で石鹸を使った手洗いを模倣する子もいます。</li> <li>・コロナ禍で、手洗い、黙食、ソーシャルディスタンスなど、新しい生活習慣が身につけてきています。</li> </ul>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「遊びこめる環境」をモットーに、戸外あそびを中心に天気に合わせて時間をたっぷりとり、自主的に遊べるようにしています。</li> <li>・園庭遊具の他に芝生のスペースや築山などの環境を整え、季節や興味に沿って玩具を入れ替える、様々な素材を用意する、などして子どものやりたい気持ちが生まれるように環境を整えています。保育士の肯定的な見守りの中、園庭で友だちと一緒に風呂敷マット、ござなど自由に使い、イメージを広げて遊んだり、巧技台、固定遊具、縄、フープなどでクラスや異年齢の友だちと体を動かして遊んでいます。その中で、靴を履かせてあげる、バギーの中にいる小さい子に声をかけるなど、大きい子が小さい子をかわいがる姿や、小さい子が大きい子の遊ぶ様子を見て、遊びを広げたり、真似たりする姿も見られます。リズム遊びで体を使い表現したり、絵の具、泥など様々な素材に触れながらの表現遊びも十分楽しんでます。雨天時はホールでトランポリンなどの遊具を出し、自由にたっぷり遊べるようになっています。</li> <li>・遊びの中で自然に異年齢の友だち同士、順番を待つ姿も見られ、園庭の栽培物や木々、近隣の公園などで自然にふれ遊ぶ姿がほほえましく、成長を感じられます。</li> </ul>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び、食事、休息(リフレッシュ)の空間が設けられています。担当又はフリーの同じ保育士が保育に入って関わり、愛着関係が築けるようにしています。</li> <li>・泣き、笑い、怒り、不快など全ての感情表現に対し「○○だったのね」と言葉をかけたり、抱っこをして応答、共感し、フォトカンファレンスを行い、担任以外の職員も感じたことを語り合い子どもの思いを共有しています。保育士や友だちとのふれあいの中で、真似たり、「見ていて」という仕草を見せる、「せんせい」「○○くん」と相手を呼ぶなど、簡単な友だちや保育士との関わりが生まれています。</li> <li>・発達や個人差に応じた離乳食を進め、季節や発達に合わせた玩具を用意し、自ら手を伸ばして遊べるようにし、緩衝材を家具やフェンスにとりつけるなど安全に探索活動ができるように工夫しています。</li> <li>・連絡票や送迎時の保護者とのやりとりで生活や遊びの様子を保護者に丁寧に伝え、同時に遊ぶ様子を写真に多く撮り、掲示板やクラスに掲示して我が子の日々の姿を目で見確認させています。</li> </ul>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届くところに靴下入れや汚れものの袋などの個人の持ち物を配置し、自分でできる環境を用意し、やりたい気持ちを尊重して待ったり、できた時には大いに認めて褒めるなどして自信につなげています</li> <li>・室内外共に安全点検を毎朝行い、探索活動ができるようにし、子どもの自発的な遊びが生まれるよう、自分で選んで出しやすい高さに玩具や遊具を配置しています。</li> <li>・やりたい気持ちだけでなく、やりたくない気持ちも尊重し、そばで見守り必要に応じ援助し、玩具をめぐるぶつかり合いや、友だちへの興味関心の芽生えを受け止め、関わりの中立ちをしていくように、また友だち同士のつながりを見守ったり、状況に応じて声をかけるなど支援しています。</li> <li>・たつぷりと満足するまで時間をとった園庭遊びの中で、異年齢の友だちや担任以外の職員との関わりも見られ、散歩先で地域の方への挨拶など交流もあります。</li> <li>・各クラス用のカメラがあり保育の様子を写真に撮り、掲示板やクラスに掲示し、保護者に子どもの姿を伝えています。</li> </ul>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室の家具を配置換えし、子どもの興味関心のある絵本や図鑑、玩具を揃え、一人ひとり好きな遊びを見つけ安定して過ごせる室内環境を用意しています。</li> <li>・天然の芝生、築山、泥んこ遊びができる砂場など、園庭遊びが充実し、近隣の自然豊かな公園にも頻繁に出かけ、思い切り体を動かしたり、自然に触れて遊ぶ中で気持ちが開放され、満たされ、友だちとの関りも豊かなものになっているように保育士は感じています。</li> <li>・大きな声で指示しないよう常に心がけ、子どもの気持ちを受容し夢中になって遊びこめる環境を人的にも物的にも整えるように努めています。</li> <li>・3歳児は集団の中で安全面に配慮し、友だちと同じ遊びを楽しめるよう大人が見守っています。</li> <li>・4歳児は得意な虫捕り、ブロックあそび、砂場での遊びなど友だち同士が集まって考えたり工夫しながら遊んでいます。</li> <li>・5歳児は「ソーラン踊り」で見られたように、たすき掛けを工夫し、自由に形を変えた踊りを自分で編み出し、他児との間隔をとりながら共に踊る楽しみをみつめています。遊びの中で一人ひとりが持つ力を、友だちに認めてもらいながら協力して踊りを作り上げてゆく姿が保育日誌に記載されています。</li> </ul>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3か月ごとに個別支援計画を作成し、実践・振り返りを行い、会議で報告、話し合いをし、全体での保育に努め、保育士と一緒に活動する中で自然に他の子との関わり、共に成長できるように配慮して個別の指導計画を作成しています。</li> <li>・西部地域療育センターとの巡回相談で、職員は個別対応について相談したり、センター内の「ぴーす」へ訪問研修に参加するなどして、障害への理解を深めています。</li> <li>・保護者には、障害児保育について入園説明会で「柏保育園のご案内」を基に説明しています。本園の園目標である、「ともに育ち合う」ことの大切さを意識しながらプライバシーに配慮しつつ、行事等で自然な形で障害のある子への関わりを見てもらい、どの子も一緒に過ごしていることを伝えています。</li> <li>・保護者とは、連絡帳のやりとりや送迎時に様子を伝え、保護者の思いを汲み取ったり、不安を受け止めながら保育するように努め、必要とする援助を行えるように努めています。</li> <li>・職員はインクルーシブ研修など障害児保育研修で学び合っています。</li> </ul>		



【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝7:00～7:30、夕18:30～19:00の延長時間帯は、利用者が少ないため、全クラス合同保育をし、子どもには顔見知りの保育士が担当するよう配置しています。</li> <li>・乳児クラスの子どもは、午睡時間以外にも朝夕の睡眠がとれるようにしています。</li> <li>・幼児クラスも日中の遊びの状況をふまえて、朝は室内遊びでゆったりと過ごしたり、夕方外もしくは室内で過ごすなど、静と動の時間の過ごし方を工夫しています。</li> <li>・園庭も整備され、たっぷりと遊ぶ中で自然に異年齢児の関わりが見られています。</li> <li>・発達状況、子どもの様子を見て環境の見直しを行い、在園時間が長い子の保育は、疲労度など様子を見て、ゆったりと過ごせるように、時にホールや園庭の散策で気分転換を図り、迎えの際には、保護者を労い、コミュニケーションを取っています。</li> </ul>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチカリキュラムは3つの育みたい資質能力、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿、をふまえて作成されています。</li> <li>・5歳児は他クラスより早めに懇談会と個人面談を設定し、保護者が就学に向けての見通しが持ちやすいように配慮しています。ミカンの木のポスターセッションは常設され、懇談会や入園説明会で、保護者にわかりやすく小学校以降まで続く、力が育っていく様子を伝えられるようになっています。</li> <li>・年長児は園便りを小学校に届けて、進級する学校のことを知ります。毎年来園する小学校の教諭は、コロナ禍で来園できないので、電話で子どもの様子を伝えています。</li> <li>・小学校進学に向けたアプローチカリキュラムは、保護者向けに掲示してあります。</li> <li>・年長児は午睡時間の短縮、上履きの使用など小学校生活に見通しが持てるようにし、遊びや生活の中で、数や文字に触れる機会を多く持つことで、自分の名前は書いたり見たりしてわかるようにはなっています。</li> </ul>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時の面談で既往症などの情報を確認し、健康台帳に記録されています。SIDSマニュアル、感染症マニュアルなどに基づき一人ひとりの健康状態を把握しています。</li> <li>・連絡票、健康チェックカードを用い、子どもの毎日の健康状態を保護者と確認し合っています。子どもの健康状態はミーティングで全職員に共有されています。(ミーティングは職種により複数回行なわれている)</li> <li>・首から上のけがや、普段と様子が違う場合は、いち早く保護者に連絡をしています。日誌にも丁寧に記録するようにしています。</li> <li>・園ではSIDS、AEDなどの研修を毎年行っています。看護師は生活習慣や衛生習慣、栄養士には離乳食や食品の衛生面について、嘱託医とは感染症について連携し情報を共有しています。看護師による健康に関わる話や、歯科医師による歯科衛生の話などの保健活動は園児向けに行ってもらっています。</li> <li>・感染症が出た時は、掲示板や緊急メール配信等で保護者にいち早く知らせています。</li> <li>・個人面談などでは、健康台帳に予防接種履歴を追記してもらったり、また、新たな既往症等あれば、随時記録し、配慮事項を全職員に周知するようにしています。</li> <li>・SIDSは0歳児クラス5分、1歳児クラス、2歳児クラスは10分おきに行い、うつ伏せ寝になった子は体位を変えて、その時間も記録するようにしています。顔の周りに玩具、タオルなど置かない、装飾品などが落ちないようにするなど安全な環境を徹底しています。健康診断、歯科健診、身体測定の結果をとり、保護者にも連絡しています。</li> </ul>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断や歯科健診の結果は職員間で共有し、保護者に知らせ、台帳にも結果を記録しています。</li> <li>・コロナ対策をしながら口のゆすぎ方を伝えるなど、うがい手洗いが定着するよう見守っています。乳児クラスは食後お茶を飲むなどして口内が清潔に保たれるようにしています。</li> <li>・歯科医の話など保護者にも伝え関心を持ってもらえるようにしています。クラスノートや連絡票掲示物でも健診について情報提供しています。</li> <li>・カリキュラムには健康について年齢に応じた活動を入れたり、保育室に体の図鑑など置き、いつでも子どもが手に取ってみられるようにしています。</li> </ul>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では、アレルギー児の保育について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って対応しています。</li> <li>・入園説明会でアレルギー対応について保護者に説明しています。もし、医師から「保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が出た場合には、入園前に、保護者、調理員、クラス担任、園長で「除去食」に関して十分に打ち合わせの上、アレルゲンを除去した食事を提供するようにしています。</li> <li>・毎月の献立ミーティング、保護者との面談、毎日のミーティングで除去について全職員で確認しています。毎朝、担任が該当児の出欠席とともにアレルギー確認を調理員と行っています。</li> <li>・アレルギー児専用のトレイ・食器、名札を使用し、台布巾、食材の形状や調理方法も変え、相違をはっきりさせています。職員同士の配膳トレイ受け渡しの際には、声を出してダブルチェックもしています。</li> <li>・食物アレルギー対応マニュアル研修にも毎年参加しています。受講後には研修報告を行い、他の職員と研修内容を共有しています。</li> <li>・他児にもわかりやすく伝え、安全に楽しく食べることができるようになっています。該当児への配慮として、該当児は食事の際はアレルギー児専用のテーブルを使用しています。</li> <li>・アレルギー疾患や慢性疾患については、個人の特定にならないように配慮しています。</li> </ul>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園には「年間食育計画」があり、年間を通し、野菜などの栽培・収穫を行い、収穫食材を子どもたちがクッキング保育に使っています。旬の食材に触れたり皮むきするなどして、食に関心が持てるようにしています。</li> <li>・保護者の意向をくみながら離乳食を進めたり、食具も発達に合わせてスプーンの形を変えたり、箸の使用を始めたりしています。</li> <li>・食材も発達に合わせて大きさや柔らかさをかえ、型抜きなどで食材を子どもの喜ぶ形に切り抜くなど、楽しく意欲的に食事できるようにしています。</li> <li>・0歳は、1対1で丁寧に援助し、咀嚼や手づかみがしっかりできるようになり、また、手づかみしやすいよう食材を棒状にするなど工夫しています。</li> <li>・苦手な食材は無理強いせず、優しく励まし援助しています。</li> <li>・クラスでやりたい食育活動について、クラス担任は調理員と連絡を取り合っています。調理方法は可能な限り子どもの意見を取り入れ提供しています。</li> <li>・調理員は子どもたちの前で魚をさばくなどして、子どもの食に対する関心を持てるようにしています。</li> <li>・保護者に毎日給食のサンプルを提示したり、人気レシピをプリントし、自由にとれるよう用意しています。</li> <li>・乳児クラスは連絡票で家庭と喫食状況について連絡したり、写真などで食事の様子を伝えています。</li> </ul>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に0歳児は一人ひとりの発達状況にあわせて食材の固さ、大きさなど調理の仕方を工夫しています。</li> <li>・園では園児一人ひとりの好みなど把握し、配膳の際には量を調節しています。</li> <li>・旬の野菜の入った炊き込みご飯や、節分には恵方巻など、季節感のある献立にして子どもに好評です。</li> <li>・乳児クラスには調理員が出向いて喫食の様子を見ており、切り方や盛り付けが適切か確認し、担任と相談しながら次回に反映するようになっています。幼児クラスは自分たちで育てた野菜(すいか、ポップコーン、ピーマンなど)を調理室へ届けたり、サンマなど目の前で調理してもらうなどして関わりを持っています。</li> <li>・郷土料理のサンマーメン、外国のメニュー(韓国風焼肉、ジュリエヌスープなど)、行事食として七夕そうめん、伝統食として七草がゆなどが献立に随時取り入れられています。また、旬の食材(グリーンピースなど)で炊き込みご飯を提供しています。</li> <li>・調理室内では、給食業務点検表に基づき、検食時間を守ったり、健康状態、身だしなみ、検便、食器・調理器具の消毒を徹底しています。また、食事の提供時間を子どもの発達に合わせて年度内で変更するときには職員調理間で確認をしています。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者とは、乳児クラスは連絡票、幼児クラスは健康チェックカードを送迎時に受け渡して、記載内容など確認しながら丁寧にコミュニケーションを図るようにしています。</li> <li>・入園説明会、クラス懇談会、個人面談、運動会、庭であそぼうなどの行事で保護者に保育内容について理解を求め、子どもの成長を共有し共に喜び合えるようにしています。</li> <li>・その他、園だよりやクラスだより、園内掲示板、メール配信などで、園からの情報を常時伝え、写真やビデオも使い、子どもの様子を伝えています。</li> <li>・経過記録や面談記録などで、一人ひとりの情報を記録しています。</li> <li>・コロナ禍で登園自粛している園児の家庭には定期的に連絡を取り、子どもの様子を確認しています。個人面談週間のほか、希望があれば随時面談を受け付けています。</li> </ul>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談期間を設け、担任と相談できる機会が定期的にある。どうしても期間内で対応できない場合は、個別の要望を検討した上で実施しています。また、保護者からの相談を随時受け付けています。園長や担任が対応し、必要な場合は、関係機関につなげる体制があります。相談内容は「個人面談記録簿」に記録し、内容によりミーティング等で報告をし全職員に周知しています。個人面談はホールで個別に行い、落ち着いて話ができるように配慮しています。</li> <li>・園では臨床心理士から学んだことを保護者対応に活かしつつ支援を行っています。カウンセリング研修を受講し、職員間で保護者対応の仕方について情報共有しています。</li> <li>・また、子どもの欠席が続いたり、連絡がない場合、電話を入れ様子を聞いています。</li> </ul>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待予兆の早期発見に関しては、着替えの時に身体の様子を確認しています。身体や子どもの状況にいつもと違うことがある時には、園長、主任と共有したり、園内で共有して、状況を見守ったり、協議したりしています。</li> <li>・虐待の疑いがあれば、関係機関と連携を取れる体制(フローチャート)ができています。</li> <li>・虐待防止マニュアル、「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を全員で共有し、月初めに「早期発見のためのチェックリスト」を全職員で確認をしています。職員トイレに虐待防止についての掲示があり、日頃から目にして、注意力を喚起しています。</li> <li>・休みが続く家庭には、連絡を取り状況を確認しています。保護者が育児に困難を抱えている場合、細心の注意を払いながら、保護者に寄り添い、援助をしていくようにしています。保健師などの関係機関との連携も図っています。</li> </ul>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育日誌や月間指導計画などで振り返り、PDCAのサイクル活用し次の保育につなげています。</li> <li>・毎日のミーティングで各クラスがその日のエピソードを話し、共通理解のもと、保育を行っています。</li> <li>・毎月の会議ではフォトカンファレンスを行っています。子どもたちの成長を様々な立場の職員が色々な着眼点で話し合い、保育に活かしています。</li> <li>・コロナ禍で行っている園内での公開保育も、職員同士が気づきを伝え合い、保育の質や専門性を高めるようにしている。</li> <li>・「目標共有シート」や「キャリアラダー(人材育成計画)」を用いて、目標と達成度から評価し専門性の向上に活かしています。また、振り返りを年度末の全体の保育所の自己評価につなげ、次年度の保育に活かしています。保育所の自己評価は、年度末の会議で共有し、保護者アンケート結果と合わせて保育所の自己評価とし、クラスや玄関に掲示しています。</li> </ul>		